

令和2年2月27日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス感染に関する対応について

佐賀県近隣において、新型コロナウイルス感染者が確認されており、今後、鳥栖市内においての感染も予測されるところです。ご家庭におきましても別紙資料を参考に、十分に感染防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、現時点において発熱等の風邪の症状が発生した場合、新型コロナウイルスに感染しているかどうかの検査を受けることは、困難な状況となっております。そのため、下記のように対応していきたいと考えております。

また、臨時休校や令和元年度卒業式につきましても裏面のとおり対応いたします。新たな情報により随時変更していく内容となりますが、ご理解とご協力の程お願いいたします。

記

【症状について】

- 発熱（37.5 度以上）があり、風邪の症状が見られたときは医療機関にご相談ください。
 - ① 医療機関により新型コロナウイルス感染の疑いがないと判断された場合
→通常 of 病気による欠席とします。
 - ② 新型コロナウイルス感染の疑いがあると判断された場合
→医療機関の許可が出るまで出席停止（欠席扱いになりません）とします。
 - ③ 医療機関により新型コロナウイルス感染の疑いがないと判断されたが、
 - ・ 児童生徒等に風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上ある場合
 - ・ 児童生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
→「帰国者・接触者相談センター」（鳥栖保健福祉事務所）に相談してください。

鳥栖保健福祉事務所 TEL : 0942-83-2161

【臨時休校について】

- 基本的には佐賀県からの要請に基づいて決定されますが、鳥栖市の判断基準としましては、次のとおりです。
 - ① 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ② 同居する家族に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ③ 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。
 - ④ なかよし会支援員に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合。

【卒業式について】

- 鳥栖市内において、感染者が確認されていない場合
 - ① 体育館にて時間短縮を図り実施します。
 - ② 感染拡大防止の観点から保護者のみの参加とし、他のご家族様の参加は厳に慎むようお願いいたします。
 - ③ 出席される方は、マスクを着用していただきますようお願いいたします。
 - ④ 体育館に入場される際は、入り口付近に設置しております消毒液で、手の消毒をお願いいたします。

- 保護者や家族、鳥栖市民に感染者が確認された場合
 - ① 各教室にて時間短縮を図り実施します。
 - ② 放送機器による卒業式を行います。
 - ③ 感染拡大防止の観点から保護者1名の参加とし、他のご家族様の参加は厳に慎むようお願いいたします。
 - ④ 出席される方は、マスクを着用していただきますようお願いいたします。
 - ⑤ 昇降口または、各教室付近に設置しております消毒液で、手の消毒をお願いいたします。
 - ⑥ 式に参加できないお子様につきましては、お子様の状況に合わせて、後日対応いたします。

【その他】

- ① 修了式や始業式、辞任式、赴任式につきましては、卒業式の対応に準じて行います。
- ② その他の行事につきましては、鳥栖市内において感染者が確認されるまでは衛生面に留意しつつ予定どおり実施いたします。感染者が確認された時点で中止といたします。
- ③ ご家庭においても、帰宅後の手洗い・うがいの徹底にご協力ください。特に、手洗いにつきましては、流水でていねいに洗い流すことをおすすめいたします。
- ④ 感染拡大防止の観点から不要・不急の外出につきましてもお控えいただきますようお願いいたします。